

2022年9月9日

各 位

大同生命保険株式会社
代表取締役社長 北原 睦朗

「新型コロナウイルス感染症」における入院給付金の特別取扱の対象について ～「みなし入院」の対象変更～

このたびの「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けておられる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

T&D保険グループの大同生命保険株式会社（社長：北原睦朗）では、新型コロナウイルス感染症と診断され、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりただちに入院できないなど、必要な入院治療を受けられず、ご自宅や宿泊施設等で治療を受けられる場合（以下、「みなし入院」）でも、お客さま保護の観点や保険会社の社会的使命に照らし、保険約款を柔軟に解釈した特例措置として、入院給付金の支払対象とさせていただきます。

今般、政府において、9月26日（月）から新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、全国一律に重症化リスクの高い方々に限定することが公表されました。これを受け、当社におきましても政府の方針にあわせ、「みなし入院」の対象を重症化リスクの高い方々に限定する取扱いといたします。

なお、9月25日（日）までに新型コロナウイルス感染症と診断されたお客さまにつきましては、請求日に関わらず、これまでどおりご請求いただけます。

詳細につきましては、あらためて当社ホームページ等を通じてご案内いたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<「みなし入院」の対象>

9月25日（日）までに 新型コロナウイルス感染症と診断	9月26日（月）以降に 新型コロナウイルス感染症と診断
入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりただちに入院できない等、必要な入院治療を受けられず、ご自宅やその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合	左記のうち、重症化リスクの高い以下の方々に限定 ・ 65歳以上の方 ・ 入院を要する方 ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方 ・ 妊婦

<今般の見直しの理由>

当社の約款上、入院給付金を支払うための「入院」は、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」と定義しています。今回の政府における措置に伴い、発生届の対象とならない方は「常に医師の管理下において治療に専念している」と判断できないことから、「みなし入院」による入院給付金

の支払対象を、上記のとおり変更することといたしました。

なお、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行なう可能性がございます。

「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたお客さま専用のお問い合わせ先（コールセンター）

0120-901-367（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

以 上